鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第12号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例(平成12年鳥取市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度 まで」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 33,306円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,142円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,508円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,220円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,200円

第2条第1項第6号中「91,200円」を「87,840円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「102,600円」を「98,820円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「125,400円」を「120,780円」に改め、同号イ中「第39条

第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「140,600円」を「135,420円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「152,000円」を「146,400円」に改め、同号ア中「620万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は次号イ」を「、次号イ又は第12号イ」に改め、同項第11号中「159,600円」を「153,720円」に改め、同号ア中「820万円未満」を「620万円未満」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「部分を除く。)」の次に「又は次号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 168,360円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による 額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項 第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 175,680円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,800円」を「20,862円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,800円」を「20,862円」に、「38,000円」を「35,502円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,800円」を「20,862円」に、「53,200円」を「50,142円」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ 若しくは第11号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又は第2条第6号から第11号まで」を「第38条第1項第1号から第12号」に改める。

第15条第1項及び第2項中「前4条」を「第11条から前条まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。